



京都地方最低賃金審議会の意見に関する公示

京都労働局一般公示第 号

平成24年10月19日、京都地方最低賃金審議会から下記最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項の規定に基づき、その要旨を別紙1から別紙4のとおり公示します。

なお、京都府の区域内で下記最低賃金に係る事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき平成24年11月5日までに京都労働局長あて（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出してください。

平成24年10月19日

京都労働局長 達谷窟 庸野

記

- 1 京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金
- 2 京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金
- 4 京都府各種商品小売業最低賃金

京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
製造業最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見の要旨

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。）
- (2) ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- (3) (1) 又は (2) に掲げる産業において管理、補助的活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) 又は (2) に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
 - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止め処理の業務
 - ホ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 834円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見の要旨

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
 - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
 - ホ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 831円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金の改正決定に係る
京都地方最低賃金審議会の意見の要旨

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業を除く。）
- (2) 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2) に掲げる産業において管理、補助的活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
 - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
 - ホ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務
 - ヘ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 840円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

京都府各種商品小売業最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見の要旨

- 1 適用する地域
京都府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 各種商品小売業
(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 781円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり